

公聴会の意見概要

日時:平成29年3月22日(水)

場所:環境省第3会議室

案件:対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めること及び狩猟鳥獣の変更に関する公聴会調書

公述人の意見

公述人	賛否の別	賛否に係る理由
(公財)日本野鳥の会 理事長	条件付き賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・改正案には賛成。 ・ヤマドリ及びキジの雌の捕獲禁止、ヤマドリ及びキジの雄の捕獲数のようにキジとヤマドリを対にして表記している。地域によっては、ヤマドリは都道府県版のレッドリストに掲載されている一方で、キジは管理捕獲が行われるなど、置かれている状況が異なる。生息環境も異なり区別しての表記が望ましい。 ・ヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモ等数が少ない種やエゾライチョウやヤマシギ等減少が指摘されているものの情報不足の種について、そのような状況にもかかわらず狩猟鳥の指定が続いている。一定期間、狩猟の制限や柔軟な狩猟鳥獣の見直しが必要。
(公財)世界自然保護基金 ジャパン 会長	条件付き賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の安定した生存を確保するため、モニタリングの実施に関する記述を加える等、狩猟鳥獣の保護及び管理の考え方の見直しが必要。
全国農業協同組合中央会 会長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業に被害が甚大であるニホンジカについて捕獲制限が解除されたため、賛成。
全国森林組合連合会 代表理事会長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカによる被害により林業生産コストの増大や森林の公益的機能に支障が懸念されており、捕獲制限の解除に賛成。今後も有害鳥獣対策の拡充・強化を要望する。
(一社)大日本 猟友会 会長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省の示す改定案及び理由は適当。 ・鳥獣保護管理法における亜種の定義や分類について整理が必要。
(一社)全日本 狩猟倶楽部 会長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・九州地方において最後にツキノワグマが確認されたのは1957年であり、九州が捕獲禁止区域から除外されることは仕方ない。 ・ニホンジカの捕獲制限の解除は至極当然。 ・弓矢を広く解釈する上で困難となることが予想されるため、発射される矢そのものを禁止することは適切。
秋田県知事	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針に基づいた措置であるため。
埼玉県知事	反対	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカの雌について捕獲制限を解除することは賛成だが、雄については賛成しない。雄については制限を残すことで雌に対する捕獲が進み有効な生息数削減につながる。
三重県知事	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県を含む10県でツキノワグマの捕獲禁止措置が延長されることについて賛成。 ・ニホンジカの捕獲制限を解除することで、捕獲を推進できるため、賛成。県では、第二種特定鳥獣管理計画により、捕獲頭数の制限の解除を行っている。 ・弓矢以外の矢による負傷個体の懸念があることから、吹き矢に規制を加えクロスボウの規制を明確化することに賛成。 ・チョウセンイタチは外来種であるため、雌雄ともに狩猟鳥獣とすることに賛成。

京都府知事	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除のために狩猟を行いやすい環境作りが必要であり、ニホンジカの狩猟制限が解除されることは、狩猟による捕獲数を増やすことにつながるため、賛成。 ・ボウガンや吹き矢も弓矢と同様の性質があるため、表現を改正することで規制を明確にすることは賛成。 ・チョウセンイタチは長崎県対馬市以外では外来種となることから、外来種を保護する必要はないと考えるため賛成。ただし、非狩猟鳥獣のイタチとの判別基準を作ること。
島根県知事	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマの捕獲禁止措置について、地域住民の安全・安心確保に配慮し十分な検討を行うよう環境省に要望していたところ、環境省より、特定計画策定のためのガイドラインにおいて適切な保護管理のためのゾーニングの手法が示された。当該手法を平成29年度に県が策定した第一種特定鳥獣保護計画に導入。これにより、捕獲禁止措置が継続しても、対応が可能と判断。 ・ツキノワグマの規制の見直しに至らなかった理由について、別途、環境省より説明を求める。 ・ニホンジカの捕獲制限の解除について、県では既に制限を解除しており、改正案に賛成。
長崎県知事	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマについては、最新の生息状況による区域の見直しとなっており、賛成。 ・チョウセンイタチについては、長崎県対馬市の個体群は在来種であり、引き続き捕獲禁止とすべきであり、賛成。

参考意見(直接公聴会の案件への意見ではないが、意見書に記載された内容)

(公財)世界自然保護基金 ジャパン 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・法80条について見直し、鳥獣保護管理法の対象外とされている海生ほ乳類を含め、保護・管理のあり方を検討すべき。
----------------------------	---